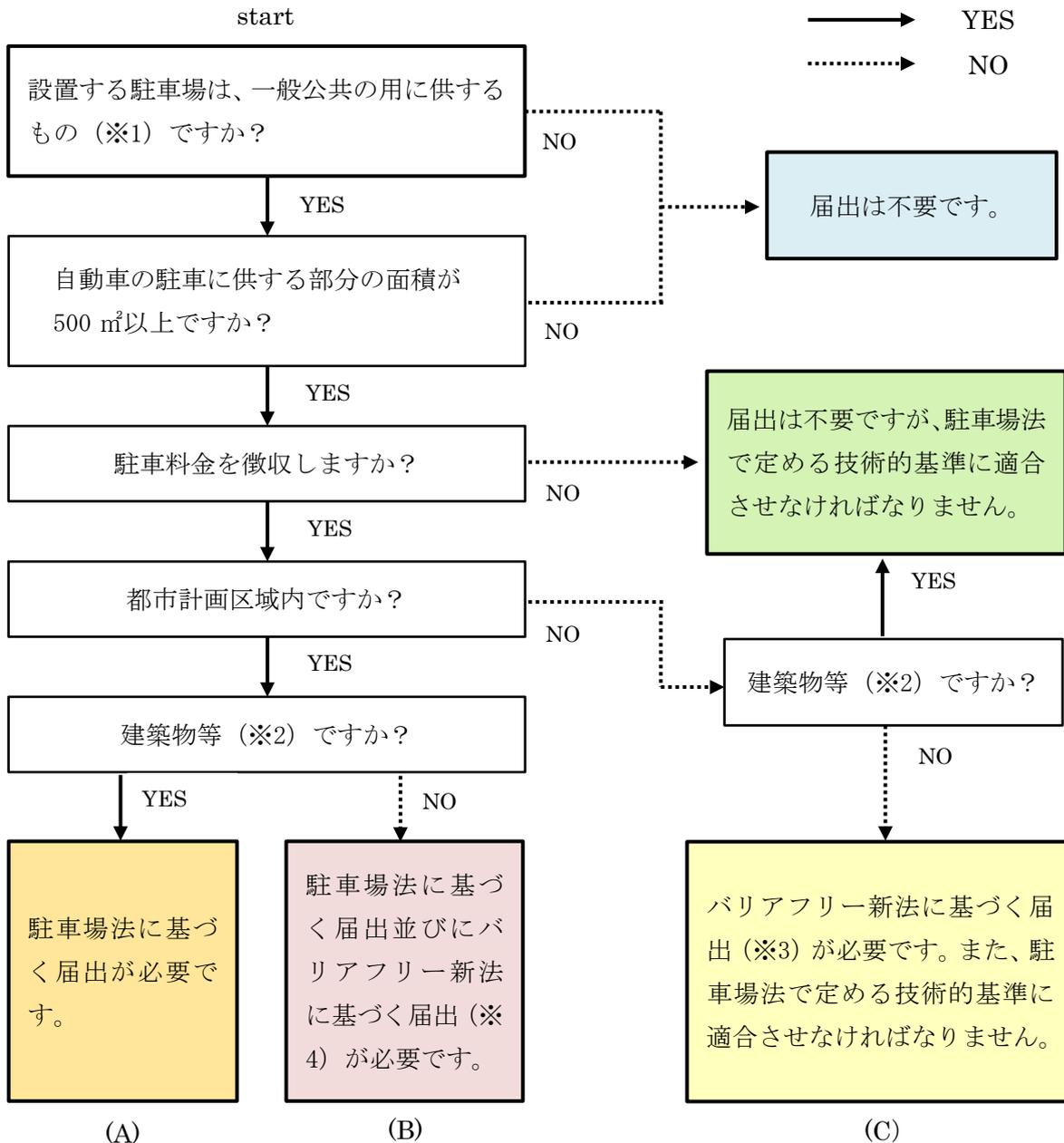


路外駐車場届出フロー図

「駐車場法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づく路外駐車場の届出の考え方は、以下のフロー図のとおりです。



注) 上記 (A) (B) に該当する場合は、別途「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づく届出が必要です。

※1 一般公共の用に供するものとは、時間貸又は無料で不特定多数が駐車できるものです。

(月極駐車場、職員駐車場等は除きます。)

※2 建築物等とは、建築物及び建築物に附属する駐車場、道路附属物の駐車場、公園施設である駐車場です。

※3 第1号様式にて届け出てください。

※4 駐車場法に基づく路外駐車場設置(変更)届出書に第2号様式を添付してください。